



自主行動計画フォローアップ調査 及び下請Gメンヒアリング調査の結果 参考資料（別紙）

平成30年12月
中小企業庁

1. 自主行動計画フォローアップ調査概要

- 各業界におけるサプライチェーン全体で、「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を浸透させること等（世耕プラン）を目的に策定した自主行動計画は、現在、12業種30団体で策定済。
- 自主行動計画策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施し、進捗状況を確認した上で、必要に応じて自主行動計画の改定を行い、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- 策定団体のうち、経済産業省所管の8業種26団体が9月～11月にフォローアップ調査を実施し、中小企業庁に報告。
※その他の4業種（警備、放送、トラック運送、建設）は、来年1月以降にフォローアップ調査を実施予定。

<平成29年3月までに策定した21団体>

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維	日本繊維産業連盟等 計2団体
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会

<平成30年1月以降、新たに策定した9団体>

業種	団体名
機械製造業	産業機械 日本産業機械工業会
	工作機械 日本工作機械工業会
流通業	日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会

+

2. 各業界ごとの調査結果概要

業種	フォローアップ結果（対前年度比）
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)不合理な原価低減要請を行わないことの徹底、(2)型管理の適正化ともに、全社（14社）が実施済。 ● 支払条件については、10社（昨年度は8社）がすべて現金払い。
自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> ● 型管理の適正化について、発注・受注ともに、昨年と比較して、一部実施を含めると改善傾向。 ● 支払条件について、発注側のすべて現金払いは3割から4割と着実に改善。他方、受注側のすべて現金受取は2割で昨年とほぼ横ばい。
素形材	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価低減要請について、一部実施を含めると、発注・受注ともに約9割が実施。 ● 型管理の適正化について、受注側は、型の返却・廃棄の促進について一部実施を含めると微減。
建設機械	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な原価低減要請を行わないことの徹底は、発注側は着実に改善（約9割実施済）。 ● 支払条件について、すべて現金払いは、発注側は大きく伸びている（約1割→約5割）。
繊維	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な業界慣行である「歩引き」については、発注側は約7割が完全に廃止したと回答。受注側は完全廃止が約4割と昨年と同様。 ● 在庫保管コストの協議について、発注・受注ともに、一部実施を含めると、全体として増加。
電機・情報通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な原価低減要請については、発注側は約9割が実施済、受注側は約6割が実施済との回答。 ● 支払条件について、すべて現金払いは、発注・受注ともに増加傾向。
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な原価低減要請を行わないことの徹底について、発注側は昨年同様9割以上と高い数値。受注側からの回答も9割以上と着実に改善。 ● 発注側の重層的に下請けさせる取引の自粛について、約9割が実施済と回答。
業種	フォローアップ結果（初年度）
産業機械	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な原価低減要請を行わないことの徹底について、約9割が実施済。 ● 支払条件について、すべて現金払いが約4割。
工作機械	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な原価低減要請を行わないことの徹底について、発注・受注ともに、一部実施を含めると、8割以上が実施済。 ● 支払条件について、すべて現金払いは発注側は約3割、受注側は2割未満の回答。
小売	<ul style="list-style-type: none"> ● 不合理な原価低減要請を行わないことの徹底について、約9割が実施済。 ● 物流センター使用料（センターフィー）に関する協議の徹底について、約9割が実施済と回答。

3. 原価低減要請についての調査結果

- 原価低減要請の改善は、発注・受注ともに、ソフトウェアで「実施済」が9割以上。
- 自動車部品、電機・情報通信機器において、発注と受注の間で3割以上の差があり、認識のずれがある。

＜不合理な原価低減要請を行っていないか／受けていないかに関する調査結果＞

発注側（総数）

発注側		自動車		自動車部品		建設機械		電機・情報		素形材		繊維		ソフトウェア		産業機械		工作機械		小売	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
全体	実施済	86%	100%	81%	88%	79%	90%	89%	91%	59%	67%	78%	77%	94%	95%	—	90%	—	60%	—	91%
	実施中	14%	0%	17%	9%	18%	3%	9%	8%	30%	27%	14%	15%	6%	4%	—	6%	—	22%	—	—
	未実施	0%	0%	2%	4%	3%	7%	2%	1%	11%	6%	8%	8%	0%	1%	—	4%	—	18%	—	9%

受注側（総数）

受注側		自動車部品		建設機械		電機・情報		素形材		繊維		ソフトウェア		産業機械		工作機械	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
全体	実施済	57%	57%	64%	69%	46%	55%	33%	44%	51%	54%	80%	93%	—	69%	—	55%
	実施中	30%	34%	29%	19%	36%	42%	45%	41%	25%	27%	7%	2%	—	17%	—	30%
	未実施	13%	9%	7%	12%	18%	3%	22%	15%	24%	19%	13%	5%	—	14%	—	15%

4. 支払条件の改善についての調査結果

- 手形払いの現金化については、発注側において、自動車部品業界や建設機械、素形材業界において「すべて現金払い」の回答が最も多くなるなど、着実な浸透が見られる。
- 他方、支払条件は、産業機械、工作機械では発注・受注ともに、手形の使用率が50%超である企業が、他業種と比較して高い状況。

＜支払条件の改善（下請代金の手形等の使用率）についての調査結果＞

発注側

発注側	自動車		自動車部品		建設機械		電機・情報		素形材		繊維		ソフトウェア		産業機械		工作機械		小売	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
全て現金	58%	72%	33%	42%	12%	52%	32%	40%	35%	41%	63%	55%	98%	99%	—	38%	—	32%	—	100%
10%未満	0%	0%	3%	6%	9%	9%	9%	6%	5%	7%	8%	10%	0%	0%	—	5%	—	4%	—	0%
10～30%未満	0%	7%	11%	8%	6%	0%	12%	14%	11%	12%	11%	10%	0%	0%	—	0%	—	0%	—	0%
30～50%未満	21%	7%	12%	10%	30%	0%	14%	11%	6%	9%	9%	12%	0%	1%	—	0%	—	0%	—	0%
50%以上	21%	14%	40%	32%	37%	39%	32%	29%	41%	30%	8%	12%	2%	0%	—	55%	—	57%	—	0%
すべて手形	0%	0%	1%	2%	6%	0%	1%	0%	2%	1%	1%	1%	0%	0%	—	2%	—	7%	—	0%

受注側

受注側	自動車部品		建設機械		電機・情報		素形材		繊維		ソフトウェア		産業機械		工作機械	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
全て現金	22%	21%	9%	20%	27%	32%	11%	14%	43%	37%	93%	91%	—	26%	—	18%
10%未満	12%	16%	9%	20%	19%	18%	11%	12%	10%	12%	7%	4%	—	19%	—	27%
10～30%未満	25%	23%	18%	0%	24%	11%	21%	25%	17%	20%	0%	2%	—	0%	—	0%
30～50%未満	26%	22%	36%	0%	8%	21%	20%	19%	13%	14%	0%	2%	—	0%	—	0%
50%以上	14%	16%	27%	60%	22%	18%	33%	27%	15%	16%	0%	0%	—	48%	—	55%
すべて手形	1%	2%	0%	0%	0%	0%	4%	3%	2%	1%	0%	0%	—	7%	—	0%

5. 型管理の適正化（型の返却・廃棄の促進）についての調査結果

- 型管理の適正化のうち、保管期間を過ぎた型の返却・廃棄の促進については、受注側の素形材業界など、浸透が進んでいない業界もある。

発注側（総数）

発注側		自動車		自動車部品		建設機械		電機・情報		素形材		産業機械		工作機械	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
全体	実施済	71%	100%	27%	31%	34%	45%	50%	53%	37%	34%	—	66%	—	37%
	実施中	29%	0%	50%	47%	47%	45%	36%	36%	29%	34%	—	27%	—	43%
	未実施	0%	0%	23%	22%	19%	10%	14%	11%	34%	32%	—	7%	—	20%

受注側（総数）

受注側		自動車部品		電機・情報		素形材		産業機械		工作機械	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
全体	実施済	22%	22%	50%	53%	13%	10%	—	48%	—	35%
	実施中	33%	45%	36%	36%	35%	35%	—	40%	—	47%
	未実施	45%	33%	14%	11%	52%	55%	—	12%	—	18%

6. 自主行動計画の内容等の周知・浸透状況

- 発注側は各業界では浸透が進んでおり、受注側は浸透が進んでいるところもあるが、自動車部品や素形材、繊維などで浸透度が微減。
- 発注側は平均で7割程度に浸透しているが、受注側は平均で5割程度と、認識のずれが生じており、周知・浸透に向けた取組が必要。

＜自主行動計画の内容等の周知・浸透状況＞

＜発注側＞

業種	平成29年度	平成30年度
自動車	86%	100%
自動車部品	70%	71%
建設機械	67%	74%
電機・情報通信	75%	83%
素形材	54%	55%
繊維	51%	56%
ソフトウェア	84%	87%
産業機械	—	79%
工作機械	—	72%
小売	—	88%
計	69%	68%

＜受注側＞

業種	平成29年度	平成30年度
自動車部品	69%	67%
建設機械	67%	74%
電機・情報通信	75%	83%
素形材	35%	33%
繊維	51%	50%
ソフトウェア	81%	87%
産業機械	—	71%
工作機械	—	72%
計	50%	52%

7. 下請中小企業ヒアリングの実施概要（平成30年度）

- 平成29年から下請Gメン（取引調査員）を配置（当初80名、平成30年4月から120名）して、全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 平成30年4月から平成30年10月まで、3,012件のヒアリングを実施（※）。
（※）平成29年1月から平成30年10月までで6,043件。

1. 業種別 （最終取引上位業種により分類、下請事業者の判断による）

業種	件数	割合	業種	件数	割合
自動車	657件	21.8%	産業機械等	610件	20.3%
電機・情報 通信機器	388件	12.9%	繊維	87件	2.9%
情報サービス・ ソフトウェア	82件	2.7%	建設機械	90件	3.0%
工作機械	135件	4.5%	素形材	34件	1.1%
その他の製造業	435件	14.4%	非製造業 または業種不明	494件	16.4%

2. 取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,470件	48.8%
二次下請	1,192件	39.6%
三次下請	266件	8.8%
四次下請以下	40件	1.3%
不明	44件	1.5%

3. 資本金別

資本金	件数	割合
1億円超	47件	1.6%
5000万円超～1億円以下	235件	7.8%
1000万円超～5000万円以下	1,150件	38.2%
1000万円以下	1,580件	52.5%

4. 地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
本省	632件	21.0%	近畿	436件	14.5%
北海道	122件	4.1%	中国	200件	6.6%
東北	240件	8.0%	四国	101件	3.4%
関東	573件	19.0%	九州	179件	5.9%
中部	482件	16.0%	沖縄	47件	1.6%

8. 業況等について

- 売上量は増加しているところも多いが、売上単価が伸びているところは少ない。
- コスト面では原材料価格、人件費において、「増加」傾向にあると回答した企業が増加。

<下請企業ヒアリングにおいて把握できた業況（平成30年4月～10月）>

	売上量		売上単価		材料価格		エネルギー		人件費	
増加	1,551件	54%	739件	26%	2,019件	81%	1,083件	43%	2,444件	87%
横這い	830件	29%	1,734件	62%	442件	18%	1,027件	41%	316件	11%
減少	480件	17%	342件	12%	14件	1%	405件	16%	49件	2%

<下請企業ヒアリングにおいて把握できた業況（平成29年1月～平成30年3月）>

	売上量		売上単価		材料価格		エネルギー		人件費	
増加	1,388件	48%	436件	16%	1,643件	66%	1,147件	45%	2,316件	82%
横這い	902件	31%	1,723件	63%	797件	32%	1,035件	40%	445件	16%
減少	588件	20%	589件	21%	48件	2%	381件	15%	58件	2%

いずれの表も未回答分は含まず。

9-1. 下請ヒアリングで把握した具体的事例（「世耕プラン」重点三課題別）

【凡例】○：よい事例、▲：よくない事例

- 自主行動計画等の周知に関する具体的事例と、世耕プランの重点三課題に関する具体的事例は以下の通り。

【自主行動計画等の周知】

- 自主行動計画の内容をもとに、親事業者に申し入れをした結果、手形での支払いが100%現金払いになった。
- 「型管理の適正化に向けたアクションプラン」にある各種ひな形を活用し、親事業者と協議した結果、数百もの金型を返却できた。

【価格決定方法】

- 平成28年までは年1回文書で原価低減要請があったが、平成29年及び平成30年は、全ての取引先から原価低減要請がなかった。
- ▲1980年代発売の自動車部品が今も量産価格であり、補給品価格として認められない。

9-2. 下請ヒアリングで把握した具体的事例（「世耕プラン」重点三課題別）

【凡例】○:よい事例、▲:よくない事例

【コスト負担】

- 親事業者に金型の処分提案が認められ、最近廃棄処理をした。処分費用全額を支払われる予定である。
- ▲金型製作コストは24回払いとなっているが、どちらの資産になっているかは曖昧な状態となっており、保管料等のコストも請求できない状況である。
- ▲配送費の値上げを申請したが却下された。配送費の年間アップ分が数百万円と負担も大きく困っている。

【支払条件】

- 当社は下請事業者でもあり親事業者でもあるが、同業者との会合等で情報交換して政府の取組を知り、当社も自ら良くしていかななくてはという思いから、平成30年より全額現金払いに変更した。
- ▲現金払いをお願いしたところ、サイト120日のファクタリングから120日後の現金払いに変更された。「希望通り現金払いに変更した」と言われたが、かえって支払条件が悪化した。
- ▲自動車業界で支払の現金化が進んでいるというが、当社の親事業者(依存度ほぼ100%)は手形100%のまま。当社からはなかなか言えない。

10-1. 下請ヒアリングで把握した具体的事例（業種別）

【凡例】○:よい事例、▲:よくない事例

【自動車産業】

- 平成30年10月支払い分より、ファクタリングでの支払いが全額現金払いに変更となった。
- ▲完成車メーカーA社は現金払いだたが、それ以外の完成車メーカーとの間には商社が入っているためか、120日サイトでの支払いのまま変化なし。

【電機・情報通信機器産業】

- 大手メーカーから親事業者への支払いが現金化されたことを受けて、親事業者から自社への支払いが平成30年から現金払いになった。
- ▲「月末締め6か月後現金支払い」という取引条件が改善されていない。

【産業機械等産業】

- ▲業界では手形から電子記録債権に変えれば支払条件改善になり、問題ないという風潮がある。
- ▲単に見積りを提出して終わるケースが多々ある。見積りに2～3日かかるケースもあり大きなコスト負担となっている。

【流通業】

- ▲算出根拠の説明なしに8%のセンターフィーを徴収されているが、取引を継続するためには応じざるを得ない。

10-2. 下請ヒアリングで把握した具体的事例（業種別）

【凡例】○:よい事例、▲:よくない事例

【情報サービス・ソフトウェア産業】

▲IT業界では、費用と時間を掛けて育てた優秀なエンジニアを派遣先企業に引き抜かれるのが日常化している。

【工作機械産業】

○平成30年に入ってから古い木型の廃棄を相談したところ、了解を得て初めて廃棄費用を支払ってもらった。

▲鋳物製品の軽量化など様々な工夫をしても、キロ単価なので性能向上が価格に反映されず、逆に利益が小さくなってしまう。

【繊維産業】

○交渉の結果、支払の段階で数%の歩引きを受ける取引先数はこの1年半ほどの間に改善されてきており、現在は3~4社残っているだけとなった。

▲資本金が自社より小さく、下請法の対象とならない取引先から3%の歩引きを受け続けている。

【建設機械産業】

○A社は平成30年3月、B社は平成30年4月、C社は平成30年7月から100%現金払いになった。

▲建機メーカーは毎年1%のコストダウンの要求がある。表面的には設計変更などの名目で行うような要請。

11. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正について

- 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、現在、「振興基準※1」の改正※2（平成30年12月28日に告示予定）。
- 改正内容を踏まえ、下請ガイドラインの改定や、産業界へ自主行動計画の改定の働きかけを実施。

【大企業間の支払い方法】

- 課題
- 大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底



- 改正案
- 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。
 - 大企業が率先して、**大企業間取引における手形払いの現金化**などの支払条件の見直しなどを進める。

【型代金の支払い】

- 型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。



- 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に**代金を60日以内に支払う**。
- 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、**一括払いの要望があれば速やかに支払う**よう努める。

【「働き方改革」への対応】

- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。



- 親事業者は、**下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない**こと。
- やむを得ず短納期又は急な仕様変更などを行う場合には、**親事業者が適正なコストを負担**すること。

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮